不足額給付金の対象となる主な例

	当初時の状況	不足額給付時の状況	所要額・給付額の算定方法	手続き方法
当初調整給付対象者	R6推計所得税、 R6住民税所得割 いずれかあり（減税前）	R6推計所得税より、実際のR6所得税が少なかった （R6住民税所得割の税額修正を含む）	所得税分3万円、住民税分1万円を基礎として算定	市から**「支給のお知らせ」**を送付 （当初分を辞退・公金受取口座を本人名義で未登録の方は「確認書」の返送が必要）
		R6年中に扶養親族等が増えた	所得税分3万円×（1＋α）人を基礎として算定	

	当初時の状況	不足額給付時の状況	所要額・給付額の算定方法	手続き方法
当初調整給付対象外	R6推計所得税、 R6住民税所得割 ともになし（減税前）	実際の所得に基づきR6所得税が発生 （税額修正によるR6住民税所得割の発生を含む）	所得税分3万円、住民税分1万円を基礎として算定	市から**「確認書」**を送付⇒**返送が必要**（公金受取口座を本人名義で登録済みの方には「支給のお知らせ」を送付）
		R6所得税、R6個人住民税所得割ともになし 事業専従者又は合計所得金額48万円超	原則4万円（定額）を不足額給付として給付 ※R5・R6低所得世帯向け給付金を受給した世帯主・世帯員は対象外	**「申請書（専従者又は所得48万円超の方用）」の提出が必要**
	全額定額減税 （定額減税しきれない分なし）	R6推計所得税より、実際のR6所得税が少なかった （R6住民税所得割の税額修正を含む）	所得税分3万円、住民税分1万円を基礎として算定	市から**「確認書」**を送付⇒**返送が必要**（公金受取口座を本人名義で登録済みの方には「支給のお知らせ」を送付）
		R6年中に扶養親族等が増えた	所得税分3万円×（1＋α）人を基礎として算定	
	未申告	就職等によりR6所得税が発生 （R5所得がないためR5所得未申告だったケース）	所得税分3万円、住民税分1万円を基礎として算定	
	合計所得金額1,805万円超	R6所得税における合計所得金額が1,805万円以下	所得税分3万円のみを 基礎として算定	

	当初時の状況	不足額給付時の状況	所要額・給付額の算定方法	手続き方法
転入者	R6.1.2以降に狛江市に転入	定額減税しきれない分がある （上記の例を参照）	所得税分3万円、住民税分1万円を基礎として算定	**「申請書（令和6年1月2日以降転入者用）」の提出が必要** ※当初調整給付を受給した方は、当時の確認書等をご用意ください。
	R6.1.1時点で海外在住	R7.1.1以前に入国し居住者となりR6所得税が発生し、定額減税しきれない分がある	所得税分3万円のみを 基礎として算定	

★いずれの場合も6月10日時点で市の保有する税情報に基づき算定します。算定の結果、不足額が生じない方は本給付金の対象外です。

★扶養親族等には同一生計配偶者を含みます。ただし国外居住の扶養親族等は本給付金の算定対象外です。

★令和6年所得税における合計所得金額が1,805万円超の方は、今回の不足額給付はすべて対象外となります。
　また、事業主等の所得が1,805万円を超えている場合、その方の事業専従者は＜不足額給付2＞の対象となりません。

★個人住民税の詳細については課税課、所得税については税務署にお問い合わせください。